

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務等取扱要綱

平成21年7月1日

告示第413号の2

改正 平成23年3月31日告示第91号

改正 平成24年3月30日告示第93号

改正 平成25年3月29日告示第82号

改正 平成26年3月 3日告示第62号

改正 平成27年3月31日告示第125号

改正 平成28年3月23日告示第66号

改正 令和2年7月1日告示第552号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（以下「元請業者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくものをいう。以下「本制度」という。）を利用する場合に、鶴岡市建設工事請負契約約款（平成17年鶴岡市告示第249号以下「契約約款」という。）第6条第1項ただし書に基づき工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡を承諾する事務の取扱い等について定めるものとする。

(債権を譲渡することができる者)

第2条 債権を譲渡することができる者（以下「債権譲渡人」という。）は、元請業者のうち資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下であるものとする。

(債権を譲り受けることができる者)

第3条 債権を譲り受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益法人である建設業者団体又は財団法人建設業振興基金が適当と認める民間事業者とする。

(対象工事)

第4条 本制度に係る債権の譲渡を承諾する対象工事は、市が発注した建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は対象としないものとする。

(1) 鶴岡市低入札価格調査制度実施要綱（平成21年鶴岡市公告第128号）第4条に規定する低入札価格調査を行った工事

(2) 債務負担行為にかかわる工事（最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を

除く。)

(3) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事(前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。)

(4) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(5) その他建設業者の施工する能力に疑義が生じている等の債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第5条 本制度による債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額をその上限額とする。

(1) 請負契約の工事が完成した場合 契約約款第33条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額

(2) 請負契約を解除した場合 契約約款第55条第1項の出来形部分検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡も増減するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 本制度による債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して、次に掲げる書類を契約担当課に当該請負契約の出来高(債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1に到達したと認められる日以降に持参し提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 1通

(2) 債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 工事履行報告書(様式第2号) 1通

(4) 発効日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの
1通

(債権譲渡の承諾又は不承諾)

第7条 工事担当課は、提出書類に基づき債権譲渡を承諾するに当たって必要な事項の確認を行うものとする。

2 契約担当課は前項の確認により債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾書(様式第3号)を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。

- 3 契約担当課は第1項の確認により債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知書（様式第4号）に理由を付して債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。
- 4 前2項による承諾又は不承諾に係る通知は、提出書類の受領の日から7日以内（閉庁日を除く。）に行うものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、債権譲渡人に連絡するものとする。

（出来高確認）

第8条 前条の承諾に係る出来高の確認は、工事履行報告書の内容をもって足りるものとする。

- 2 本制度の利用に係る債権譲渡に際し、当該債権の担保価値の査定等で出来高確認が必要となる場合は、債権譲受人が自らの責任において行うものとする。

（支払請求）

第9条 債権譲受人が当該債権の支払請求をするときは、請求書に債権譲渡承諾書及び債権譲渡契約証書それぞれの写しを添付するものとする。

（支払事務等）

第10条 市長は、債権譲渡を承諾した工事請負代金の支払いをするときは、支出命令書の債権者を債権譲受人とした上で、通常の審査で必要な書類に債権譲渡承諾書及び債権譲渡契約証書それぞれの写しを加え、会計管理者へ発するものとする。

（その他）

第11条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後においても、本市に対する責務を有するものとする。

- 2 債権譲渡を承諾した後は、当該工事に係る部分払いの請求はできないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成21年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。